令和3年度介護報酬改定の経過措置期間の終了について

令和3年度介護保険報酬改定に係る改正点のうち、以下の7点については、

令和6年3月31日をもって経過措置が終了となりました。

以降は、義務規定となりますのでご留意ください。

名称	対象	概要
感染症対策	全サービス	感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を 定期的に開催するとともに、その結果について従業者に対して周知す ること。また、指針を整備すること。
業務継続に向けた取組	全サービス (居宅療養は R9.3.31 まで)	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供 を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図 るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必 要な研修及び訓練を定期的に実施すること。また、定期的に業務継続 計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
認知症介護基礎 研修の受講	全サービス (無資格者がい ないサーピス除く)	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に ついて、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な 措置を講じること。
高齢者虐待防止 の推進	全サービス	虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を 定期的に開催し、その結果について従業者に対して周知を行うととも に、必要な指針を整備し、研修を定期的に実施すること。また、これ らを適切に実施するための担当者を置くこと。
口腔衛生管理	(地密)特養 老健 医療院	口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。なお、「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。
栄養クア・マネジメント	(地密)特養 老健 医療院	栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。
事業所医師が 診療しない場合 の減算	訪問リハヒ・リ	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に、例外として、一定の要件を満たせば、別の医療機関の計画的医学的管理を行う医師の指示のもと、リハビリテーションを提供することができる(未実施減算)。その要件のうち別の医療機関の医師の「適切な研修の修了等」について猶予期間を3年間延長する。